

気象警報等が発表された場合の対応について

## 1 臨時休校とする場合

午前5時30分の時点で、石狩中部（札幌市、江別市）又は石狩南部（北広島市、恵庭市、千歳市）に、気象又は地震・火山に関する**特別警報**が発表されている場合。

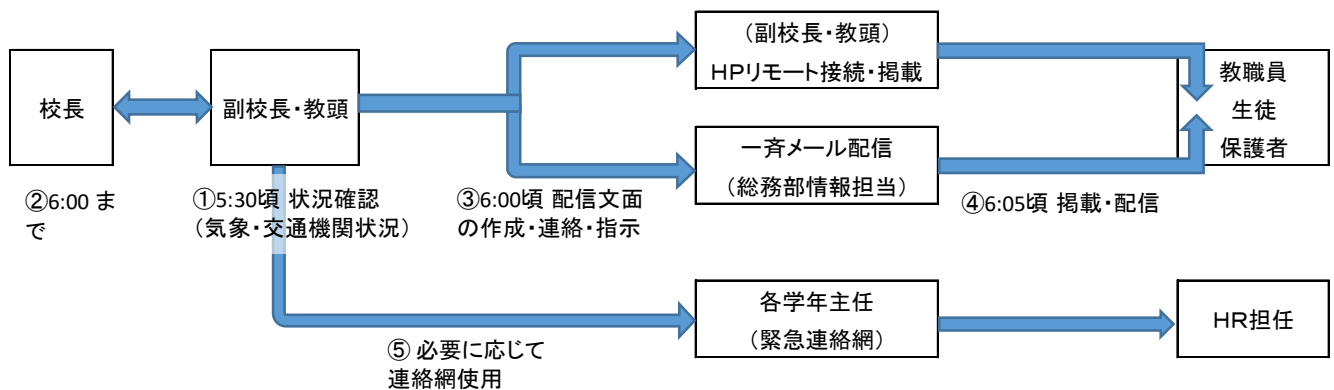
## 2 自宅待機とする場合

- (1) 登校時刻の時点で、居住している地域に気象又は地震・火山に関する**特別警報や避難指示・勧告等**が発表されている場合。
- (2) 登校時刻の時点で、居住している地域に気象又は地震・火山に関する**警報**が発表されており、かつ通学に使用しているバス等の**公共交通機関が運休**となっている場合。
- (3) (1)、(2)の場合以外でも、居住している地域の天候や道路状況等により、保護者が登校を困難であると判断した場合

## 3 確認事項

### (1) 臨時休校の場合

ア. 午前6時過ぎに**一斉メール配信により**連絡するとともに、学校ホームページに掲載する。



イ. 原則として、長期休業期間中等に、相当日数(授業時数)分の補充授業を実施する。

### (2) 自宅待機の場合

ア. 午前7時30分以降に、保護者から学校（HR担任）に連絡する。

イ. 保護者との間で、2の(1)～(3)のいずれかに該当することが確認できた場合は、「特別欠席」として取り扱う。

ウ. 警報等の解除や公共交通機関の復旧により、保護者が登校可能であると判断し、授業等に出席できる時間帯である場合は登校する。

エ. 自宅待機により受けることができなかった授業については、原則として個別に補充授業等を実施する。

### (3) 登校後に気象又は地震・火山に関する警報等が発表された場合

公共交通機関の運休が予想される場合等は、下校時の安全を確認した上で、原則として授業を打ち切って生徒を下校させる。